

やまぐちくら

10月通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

令和4年10月11日
-262号-

消費生活トラブル情報

特別割引クーポンを利用したら いつの間にか途中解約不可の定期購入に！？



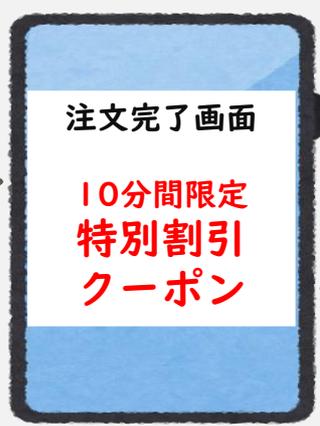
相談事例

スマホで美容液の定期コースの広告を見て、販売サイトで注文した。



いつでも解約できるのね!

注文完了直後、特別割引クーポンの利用を勧められて・・・



なんだかおトクそう!
10分間限定なら急いで利用しよう

初回の商品が届いて、販売業者に解約を申し出たところ、

「特別割引クーポン」を利用してコースが変更になっているため、4回購入する必要があります。



と説明された。

クーポンを利用したらコースが変更されるなんて気づかなかった!



参考：国民生活センター「「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に!?!」

➡ **アドバイス** は次のページ(裏面)に!

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。
まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

消費生活トラブル情報

特別割引クーポンを利用したら いつの間にか途中解約不可の定期購入に!?



対応アドバイス

✓ クーポンの利用を勧められても

安易に利用せず、利用の条件などを注意深く確認!

文字が小さい、ページの一番下まで進まない则表示部分が見えないなど、コースの変更等が表示されていても認識しづらい場合もあります。

✓ クーポン利用後の契約内容を「**最終確認画面**」で**チェック!**

- ・定期購入の条件が変更になっていないか
- ・2回目以降の代金や分量などの販売条件はどうなっているか
- ・解約の方法はどうなっているか

✓ 「**最終確認画面**」を**スクリーンショットで保存!**

最終確認画面で誤認させる表示により申し込みをした場合は契約を取り消せる場合があります。



注意情報

悪質な火災保険申請サポート業者 にご注意



台風などの発生に乗じて、こんな勧誘をしてくる業者にご注意ください。



- ◆損害保険を使って自己負担ゼロで修理できます
- ◆保険金の申請もサポートします

多額の手数料や違約金を請求されるトラブルに!?



対応アドバイス

すぐに契約しない!

まずはご自身で損害保険会社・代理店へ相談を!

参考：山口県警察本部「防犯情報」

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど